

職 長 教 育 ●講習期間 / 2日間 (9:00~16:40)

職長は、労働者を直接指揮監督する者であり、現場の安全衛生の状態についても最も知り得る立場にあります。また、職長は職場の安全衛生管理において重要な要であるとともに、職場のキーパーソンといわれることもあります。労働安全衛生法では一定の業種の新任の職長に対し、安全衛生についての教育を行うことを義務付けています。なお、事業場によっては職長ではなく、監督、班長、リーダー、グループ長等と呼ばれていますが、名称はともかく仕事を行う上で、現場で指揮、命令する人を指します。

職長等の教育を行うべき業種 (安衛法施行令第19条)
1. 建設業 2. 製造業 但し、次に掲げるものを除く イ. 食料品・たばこ製造業 (うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く) ロ. 繊維工業 (紡績業及び染色整理業を除く) ハ. 衣服その他繊維製品製造業 ニ. 紙加工品製造業 (セロファン製造業を除く) ホ. 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業 3. 電気業 4. ガス業 5. 自動車整備業 6. 機械修理業

講習日程 受付期間	講習会場	鹿児島教習所 (鹿児島市セツ島)	
			定員
講習日	令和4年4月21日(木)~4月22日(金)	40名	
受付日	令和4年3月22日(火)~3月25日(金)		
講習日	令和4年6月30日(木)~7月1日(金)	40名	
受付日	令和4年5月30日(月)~6月3日(金)		
講習日	令和4年8月9日(火)~8月10日(水)	40名	
受付日	令和4年7月11日(月)~7月15日(金)		
講習日	令和4年10月13日(木)~10月14日(金)	40名	
受付日	令和4年9月12日(月)~9月16日(金)		
講習日	令和4年12月5日(月)~12月6日(火)	40名	
受付日	令和4年11月7日(月)~11月11日(金)		
講習日	令和5年3月16日(木)~3月17日(金)	40名	
受付日	令和5年2月13日(月)~2月17日(金)		

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・ 会員事業所 ⇨ 12,980円
- ・ 一 般 ⇨ 16,280円

内訳 ・ 受講料 会員 ⇨ 12,100円
 一般 ⇨ 15,400円
 ・ テキスト代 ⇨ 880円

※ 会員事業所は会員価格での受講料となっております。

受講対象者 新たに職務につくことになった職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する方

講習科目 学科

- (1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること (2時間)
- (2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること (2.5時間)
- (3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること (4時間)
- (4) 異常時における措置に関すること (1.5時間)
- (5) その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関すること (2時間)

申込方法 申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

修了証 所定の講習科目を修了された方に修了証を交付します。

【安全衛生責任者教育を必要とする建設業の方へ】

当協会が実施する職長教育には安全衛生責任者教育は含まれておりません。

労働安全衛生法
(統括安全衛生責任者)

第十五条 事業者は、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(以下「特定元方事業者」という。)はその労働者及びその請負人(元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下、「関係請負人」という。)の労働者が当該場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

(安全衛生責任者)

第十六条 第十五条第一項又は第三項の場合においては、これらの規定により統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。